

5 都市機能誘導区域及び誘導施設、居住誘導区域

集約型都市構造の形成に向け、拠点への高次の都市機能、「街なか」への居住を誘導するため、「都市機能誘導区域」と「誘導施設」、「居住誘導区域」を定めます。

都市機能誘導区域と誘導施設

- 都市機能誘導区域は、医療・商業等の都市機能を拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの市民への効率的な提供を図る区域です。
- 都心・副都心、地域拠点として位置づけた拠点の中から、都市機能誘導区域を設定します。

◆区域・誘導施設設定の基本的考え方

- 都市機能誘導区域は、地域拠点のうち12地区において設定します。
- 区域設定においては、北九州都市圏都市計画区域マスタープラン（福岡県策定）等との整合を図り、市の関連プロジェクト（城野ゼロ・カーボン先進街区等）を考慮します。
- 誘導施設は、高次の都市機能を誘導するものとして、北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおける大規模集客施設と同じ施設とすることを基本とします。

地区名	誘導施設
小倉都心	商業施設等： 商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等不特定多数の人が利用する施設であり、施設の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの
黒崎副都心	
門司港	
門司	
城野	公共施設： 国県市の拠点施設 (庁舎、区役所、基幹図書館)
徳力・守恒	
下曽根	
若松	病院： 病床数200床を超えるもの
八幡・東田	
折尾	
戸畑	大学 等： 学生数が500名を超えるもの
学術研究都市	

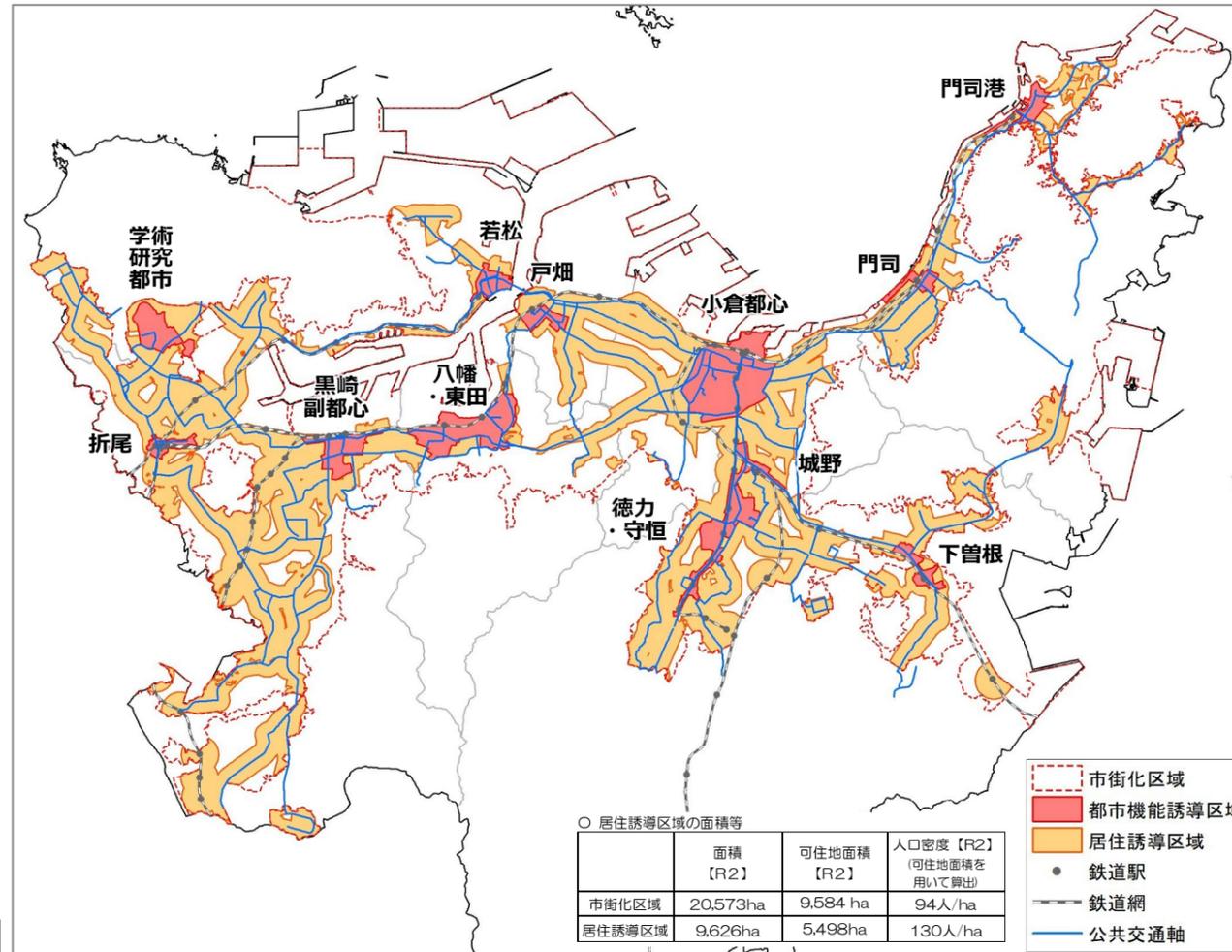


図 都市機能誘導区域と居住誘導区域

6 目標値

集約型都市構造の実現を図るための指標と将来の目標値を設定します。

○ 将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成

評価指標	(計画策定時)	トレンド値※1	(目標値)
	平成22年	令和22年	
居住誘導区域における人口密度	130 人/ha	108 人/ha	120 人/ha

※1 現状のまま進行した場合

○ 誰でも安心して移動できるまちの実現

評価指標	(現況値)	(目標値)	
	令和元年	令和8年	令和22年
人口10万人あたりの交通利用者数※2	3.8万人/10万人	3.8万人/10万人維持	3.8万人/10万人維持

※2 相互連携を図る北九州市地域公共交通計画の目標が新たに設定されたことに伴い、連携を強化するため、本計画の目標値についても、同一の指標数値に再設定します。

居住誘導区域

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域です。
- 「街なか」の区域として、居住誘導区域に「含む区域」(STEP1)から、「含まない区域」(STEP2)を除いた区域を、適切な目標値(STEP3)を定めた上で、設定します。

◆区域設定の基本的考え方

STEP1：居住誘導区域に「含む区域」

- 都市機能誘導区域
- 公共交通利用圏
 - ・鉄軌道駅半径500m圏、
 - ・バス路線(※主要幹線・幹線軸に係るもの)沿線300m圏(高台地区は100m圏)
- 良好な居住環境が形成・保全される区域
 - ・土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、又は開発許可による開発・整備区域であって、5ha以上の住宅系地区計画が定められた区域

STEP2：居住誘導区域に「含まない区域」

- 市街化調整区域など
- 災害発生の恐れのある区域
 - ・土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域など
- 法令・条例により住宅の建築が制限されている区域
 - ・工業専用地域など
- 宅地造成工事規制区域
(「良好な居住環境が形成・保全される区域」は除く)
- 工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域

STEP3：目標値の設定

- 「街なか」になるべく多くの人々がまとまって住むことが、地域の活力の維持・向上や公共交通の維持に資することから、居住誘導区域内の人口密度を指標として目標値を設定します。

※主要幹線軸：概ね10分に1本以上の頻度で公共交通機関が運行する交通軸
幹線軸：概ね30分に1本以上の頻度で公共交通機関が運行する交通軸